

平成20年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|------------------|----------------------------|
| (1)給 水 件 数 | 541,805 件 |
| (2)年 間 総 給 水 量 | 138,804,250 m ³ |
| (3)一 日 平 均 給 水 量 | 380,286 m ³ |
| (4)主要な建設改良事業 | |
| 施設整備事業 事業費 | 8,174,483 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 | |
|---------------|---------------|---------------|-----|
| 第1款 水道事業収益 | 33,045,650 千円 | | |
| 第1項 営 業 収 益 | 32,950,974 千円 | | |
| 第2項 営 業 外 収 益 | 94,658 千円 | | |
| 第3項 特 別 利 益 | 18 千円 | | |
| | | | 支 出 |
| 第1款 水道事業費用 | | 29,235,432 千円 | |
| 第1項 営 業 費 用 | | 26,182,778 千円 | |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 3,002,599 千円 | |
| 第3項 特 別 損 失 | | 30,055 千円 | |
| 第4項 予 備 費 | | 20,000 千円 | |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,467,764 千円は、減債積立金 3,901,285 千円、過年度分損益勘定留保資金 840,725 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,134,454 千円、繰越利益剰余金処分量 1,181,144千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 410,156 千円で補てんするものとする。)。

収 入

| | |
|--------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 9,695,724 千円 |
| 第1項 企業債 | 8,808,000 千円 |
| 第2項 負担金及び寄附金 | 690,256 千円 |
| 第3項 補助金 | 196,487 千円 |
| 第4項 長期貸付返済金 | 981 千円 |

支 出

| | |
|-----------|---------------|
| 第1款 資本的支出 | 23,163,488 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 10,581,072 千円 |
| 第2項 償還金 | 12,572,416 千円 |
| 第3項 予備費 | 10,000 千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------------|--------------|--------------------|--------|--|
| 施設整備事業 及び 借換 | 8,808,000 千円 | 普通貸借 又は 証券発行 | 5.0%以内 | 借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。 |

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,387,626 千円

(2) 交 際 費 425 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち 1,181,144千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 1,181,144 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、635,361 千円と定める。

平成20年2月12日 提出

さいたま市長 相 川 宗 一